様式第2号（第5条関係）

誓約書

　私は、矢祭町行政分譲地建築助成金対象住宅認定申請をするにあたり、以下のことを誓約いたします。

　1．矢祭町の町民として、住民登録すること

　2．申請者及び同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員その他近隣の居住の平穏を著しく害するおそれのある者でないこと。

　3．矢祭町行政分譲地建築助成金交付要綱第10条各号のいずれかに該当することになったときは、第11条の規定に基づき助成金を返還します。

　　　年　　月　　日

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

（氏名欄は署名してください）

【参考】（矢祭町行政分譲地建築助成金交付要綱第10条、第11条抜粋）

（交付決定の取消し）

第10条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1)この要綱の規定及び助成金交付の条件に違反したとき。

(2)偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(3)交付決定日から5年以内は交付対象住宅を第三者に貸与、又は譲渡してはならない。ただし、町の承認を得ればこの限りでない。

(4)その他町長が特に必要と認めたとき。

2　町長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合は、当該交付決定者に対して矢祭町行政分譲地建築助成金取消決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条　町長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、矢祭町行政分譲地建築助成金返還命令書（様式第9号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。